指定通所介護 重要事項説明書

(1日デイ・半日デイ共通)



株式会社ケアサポートコウセイ

通所介護 重要事項説明書

<令和6年 7月13日現在>

◎当事業所が提供するサービスについての相談窓□

電 話:076-483-4384

担 当: 竹内 功造

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

◎事業者の概要

事業者名 株式会社 ケアサポートコウセイ 代表取締役 竹内 功造

所在地 富山県中新川郡立山町宮路34番地1

TEL 076-483-4384 FAX 076-483-4385

◎事業所の概要

事業所名 デイサービス宮路やまの湯 管理者 竹内 功造 所在地 富山県中新川郡立山町宮路34番地1 TEL 076-483-4384 FAX 076-483-4385 <介護保険指定番号 1671600748 >

◎ 事業の目的及び運営方針

要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とし、高齢者の要介護状態の心身の特性を踏まえてその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話、および機能訓練などの介護その他必要な援助を行うものである。

(1)提供できるサービスの地域

立山町・富山市・上市町・舟橋村 *上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同センターの職員体制

● 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

● 通所介護等従業者 生活相談員 1名以上(うち常勤1名以上)

介護職員 5名以上(うち常勤1名以上)

機能訓練指導員 1名以上

看護職員 1名以上(うち常勤1名以上)

- ※ 通所介護等従業者は、指定通所介護等の業務に当たる。
- ※ 生活相談員は、事業所に対する指定通所介護等の利用の申し込みに係る調整、他

の通所介護等従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

- ※ 介護職員は利用者の入浴、排泄、食事などの介助を行う。
- ※ 看護職員は利用者のバイタルチェックや健康管理、助言などを行う。
- ※機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練 指導、助言を行う。

(3) 同センターの利用定員及び設備概要

● 利用定員

1 単位目	通常デイ	27名
2 単位目	入浴特化半日デイ	8名
3 単位目	入浴特化半日デイ	8名

● 設備概要

デイルーム兼機能訓練室	2室
浴室	2室
トイレ	5室(内2室多目的トイレ室)
	(職員専用トイレ除く)
静養室	2室
相談室	1 室
送迎車	8台

(4) 営業日及び営業時間

● 営業日 日曜日を除く毎日。

但し、8月13日~8月15日はお盆休業 12月30日~1月3日は年末年始休業いたします。

- 営業時間 午前 8 時 OO 分~午後 5 時 OO 分まで
- サービス提供時間

1 単位目	通常デイ	8:40~16:10
2 単位目	入浴特化半日デイ	8:40~11:45
3 単位目	入浴特化半日デイ	13:05~16:10

◎ サービス内容と料金

(1) サービス内容

● 送迎サービス ご自宅から施設まで安全に送迎いたします。

● 健康チェック 看護師による健康チェック、健康相談に応じます。

● 入浴サービス 見守りや介助により快適に入浴できます。

● 機能訓練サービス 訓練計画に沿った個別機能訓練をいたします。

● 食事サービス 栄養価を考えた食事やいろいろな食事形態に対応します。

● レクレーション 体力や知力に合った楽しいレクレーションを提供します。

(2) 基本料金·加算料金·実費負担料金

● 別紙、料金表を参照ください。

(3) キャンセル料

● 緊急、やむを得ない場合を除き利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

• ご利用日の当日午前8時までにご連絡いただいた場合

——無 料——

・ご利用日の当日午前8時までにご連絡がなかった場合 キャンセル料一食費・おやつ代相当分

(4) コピー代

● サービス実施記録の複写物を請求した場合には、1枚につき実費10円を負担していただきます。

(5) 支払方法

- 毎月、月初から 15 日までの間に前月分の請求書をお渡し又は郵送いたします。お支 払方法は、支払委託方式にてお支払いくだい。
- 支払委託方式

(収納会社名:株式会社石川コンピュータ・センター) 毎月22日 口座より引き落とし。 金融機関休業日の場合は翌営業日

◎サービスの利用方法

(サービスの終了)

- 利用者のご都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- 当事業所の都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がござい ます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 利用者が介護保険施設に入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援又は非該当 (自立)と認定された場合。
- 利用者がお亡くなりになった場合

○その他

- ・ 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当センターが破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合または利用者やご家族などが当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

◎虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・ 虐待防止にかんする担当者を選定しています。
 - 虐待防止に関する担当者 管理者 竹内 功造
- ・ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者 に周知徹底を図っています。
- 虐待防止のための指針を整備しています。
- 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ・ サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用 者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報します。

◎身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束は行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び状態等についての記録を行います。また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ・ 緊急性 直ちに身体拘束を行なわければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険 が及ぶことが考えられる場合。
- ・ 非代替性 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ ことを防止できない場合。
- ・ 一時性 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

◎緊急時の対応方法

● サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救 急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏 名	
	連絡先	

◎非常災害対策

- 事業所に災害に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ・非常災害に関する具体的計画をたて、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- 定期的に避難、通報、消火、救出その他必要な訓練を行います。

訓練実施時期:毎年2回以上 4月・10月

◎衛牛管理等

- ・従業員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - 1 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - 2 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
 - 3 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

◎業務継続計画の策定等について

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施します。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

◎サービス利用にあたっての禁止事項について

- 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

◎サービスの内容に関する苦情について

● 苦情受付担当者

管理者 竹内 功造 O76-483-4384 (月~土 8:00~17:00)

● 苦情解決責任者

株式会社ケアサポートコウセイ代表取締役

竹内 功造 076-483-4384

(月~土 8:00~17:00 夜間・休日は転送)

○その他 当デイサービス以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

立山町健康福祉課076-462-9958上市町福祉課076-472-1111舟橋村生活環境課076-464-1121富山市介護保険課076-443-2041中新川広域行政事務組合076-464-1316富山県国民健康保険団体連合会076-431-9833富山県福祉サービス運営適正化委員会076-432-3280

● 実施した直近の年月日● 実施した評価機関の名● 評価結果の開示状況								
				令和	年	月	В	
通所介護の提供開始にあたり、 しました。	、利用者に	対し	て契約書	および本書	面に基つ	いて重要	な事項を	説明
事業者 所在地 名 称		新川	郡立山町	トコウセイ(宮路34番! まの湯		役 竹内1	力造	
	説明者							-
私は、契約書及び本書面によ	の事業者を	から通	所介護に	こついての重	要事項()	D説明を受	けました	• o
	利用者	<u>住</u>	所					-
		氏_	名					-
	代理人	<u>住</u>	所					-
		<u>氏</u>	名					-

◎提供するサービスの第三者評価の実施状況について

無

● 実施の有無